

市民クラブ

一般質問

名誉市民に！

伊藤宏太郎前西条市長

問 名誉市民については、

条例の定めるところにより、旧団体が10名のかたがたにその称号が贈られているが、新市発足後10年が経過する中、平成27年2月に急逝された伊藤宏太郎前西条市長こそ名誉市民にふさわしいかたであると考える。

同氏は、5期17年にわたり、健全な財政運営を市政の柱に据え、その一方で産業の振興に心血を注ぎ、本市を四国屈指の工業都市としての名を高めるなど、市政の発展はもとより、地方自治の進展に多大な功績を残された。

このように、万人が認める功績に対し、名誉市民の称号を贈り、顕彰していくべきではないか。

答

名誉市民の称号を贈る条件は、西条市名誉市民条例第1条の目的及び第2条の称号を贈る条件に規定しているが、具体的な基準について定めはなく、他の自治体の同種の条例も、同様の表現となっている。

条例第3条では、「名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する」とあるが、名誉市民は、本市の最高の称号であり、市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者として、市民が認めるかたであることが求められる。よって、画一的な基準は設けておらず、市民から寄せられる意見なども参考にしながら、個別に判断し、議会にお諮りすることになるものと考えている。

故伊藤前市長は、合併前・合併後の西条市長として、5期17年の永きにわたり市の発展に尽力された。特に、産業基盤の構築や地域防災力の強化、農業の総合6次産業化の提唱など、市政各般にわたり多大な貢献をされ、今日の本市の礎を築かれた。このことは、名誉市民の称号にふさわしいものであると考えており、

今後、遺族の意向も伺いながら、市民をはじめ、各界各層のかたがたの思いにこたえられることができるよう対応していきたい。

なお、現在本市で名誉市民の称号を贈呈している10名のかたがたに対する顕彰は、条例第4条に、「名誉市民の事績は、これを公表して顕彰する」とされており、その功績をたたえ、今後も引き続きホームページや統計手帳、市の刊行物などに掲載し、広く市民の敬愛の対象として顕彰していきたい。



名誉市民のレリーフ像（こどもの国）

どう取り組む！

市内の空き家対策

問

平成27年5月26日に全面施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法は、倒壊などの危険性の高い空き家に対して、所有者への撤去・修繕命令や強制撤去などの権限を規定したものであり、自治体が空き家状況を改善する足がかりになるものと考ええる。

今後、特別措置法に基づく空き家対策について、市としては、どのように取り組んでいくのか。

答

全国的に適切な管理が行われていない空き家などが社会的な問題となっていることを受け、平成27年5月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行された。

これにより、空き家などへの立入調査や空き家の所有者などを把握するために固定資産税情報の内部利用が可能となった。また、特定空き家などに対しては、除却、修繕、

立木竹の伐採などの助言又は指導、勧告、命令が可能となり、行政代執行により強制執行も可能となった。

更に、地方税法の改正により、勧告がなされた特定空き家などの敷地に係る住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例が適用されなくなるため、固定資産税の減額の対象から除外されることとなった。

本市の空き家対策に関する今後のスケジュールとしては、建築基準法に規定する保安上著しく危険な建築物をはじめ、維持保全がじゅうぶんに行われていない老朽危険家屋の調査や相談、指導を行いながら、平成27年度には、空き家全体の実態調査や老朽危険家屋などの所有者にアンケート調査を実施したいと考えている。また、他市の制度を参考にしながら、平成28年度からの老朽危険空き家等除却事業補助制度の創設・運用に向けて準備を進めるとともに、平成28年度末までに特定空き家の調査を実施し、平成29年度当初には、空き家等対策計画を公表する予定としている。